

# 学校いじめ防止基本方針

I	学校教育目標 .....	1
1	基本目標	
2	具体目標（目指す子ども像）	
II	いじめ防止等の基本理念 .....	1
III	いじめ防止等のための校内組織 .....	1
IV	未然防止の取組 .....	1
1	居場所づくり	
2	絆づくり	
3	学校・家庭・地域等の体制づくり	
V	早期発見の取組 .....	2
VI	早期解消の取組 .....	3
1	組織的対応の展開	
2	保護者との連携	
3	関係機関との連携	
VII	ネット上のいじめの対応 .....	6
1	ケータイ・スマホ等が関係したいじめの事例	
2	未然防止の取組	
3	早期発見・早期解消の取組	
4	削除依頼	
VIII	重大事態への対応 .....	7
1	重大事態とは	
2	いじめ防止対策推進法に基づく対応	
3	被害児童の保護	
4	加害児童への対応	
5	教育委員会・関係機関との連携	
6	保護者・地域との連携	
IX	いじめ防止に関する年間計画 .....	10

資料

令和 5 年 4 月

長野原町立応桑小学校

## I 学校教育目標

### 1 基本目標

一人一人が元気に輝き、確かな学力と豊かな心をもったたくましい応桑っ子を育成する。

### 2 具体目標（目指す子ども像）

- よく考え 進んで学ぶ子 （知育）
- 心豊かで 思いやりのある子 （徳育）
- 健康で たくましい子 （体育）

## II いじめ防止等の基本理念

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、「未然防止に向け」「早期発見に向け」「早期解消に向け」学校は強い決意をもち、取り組んでいくこととする。

## III いじめ防止等のための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、生徒指導委員会の機能を拡大し校内組織とします。

### 1 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当教職員

※必要に応じてスクールカウンセラーや外部関係機関等も参加

### 2 開催日 ○月1回、全教職員にて「生徒指導情報交換会」を開催する。

○いじめ事案発生時は緊急に開催する。

### 3 活動 ○学校いじめ防止基本方針の見直し・改善

○「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定

○「友だちアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理

○「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する他応策の検討と決定

## IV 未然防止の取組

### 1 居場所づくり

○わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

○児童同士で認め合える場を設定する。

○チャイム着席の習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方を指導する。

○授業研究会を行って、わかる授業、参加・活躍できる授業への授業改善を行う。

○一人一人の児童が学級に所属感をもてるような掲示を工夫する。

○人権教育や道徳教育を充実させ、お互いを認め合えるようにする。

## 2 絆づくり

- 「いじめ問題対策推進事業」(群馬県教育委員会)の計画に従い、学級活動や児童会活動を通して「いじめ問題」を考え、お互いにいじめをなくそうとする態度を育てる。
- 学校行事等ですべての児童が活躍できる場面をつくり、児童の自己有用感を高める。
- 異年齢交流活動を通して、互いに思いやったり、協力し合ったりするなどの人間関係を築く。

## 3 学校・家庭・地域等の体制づくり

- 日頃から児童の学校生活の様子に目を配り、よい行動などを積極的に認めたり、言葉に出して具体的にほめたりする。
- スクールカウンセラーと情報を共有し、適切な助言などをいただく。
- 幼保小、小中の相互の授業参観や情報交換を行うなど連携を積極的に進める。
- 児童のよい行動などを他の児童や教職員に、また、学校だよりなどで積極的に紹介する。
- 保護者が気になることがあったとき、相談しやすい環境になるよう学級だよりなどを工夫する。
- 応桑・北軽井沢地区青少年健全育成推進連絡会議(年2回)の場で自治会、町議会議員、健全育成団体、民生児童委員などと情報交換をする。
- 家庭教育学級で現在の課題について、講師を招き研修する。

## V 早期発見の取組

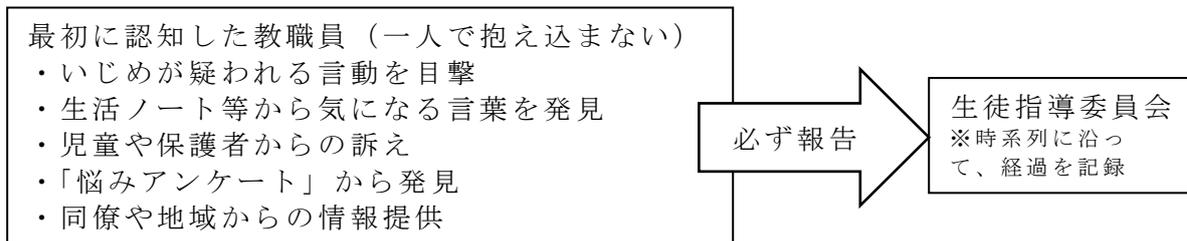
- 児童の日常の学校生活(休み時間、昼休み、放課後など)に目を向け、必要に応じてチャンス相談などを行う。
- 担任している学級だけではなく、他の学級にも目を向け複数の目で児童を見るようにする。
- 毎月「友だちアンケート」を実施したり、夕会で情報交換したりし、児童の様子を多面的に捉える。
- ハイパーQ・Uを年2回行い、児童の様子を客観的に見るとともに変化を把握し指導に役立てる。
- 家庭で児童に小さい変化に気付いたら、連携をとりながら実態の把握をしていく。

## VI 早期解消の取組

### 1 組織的対応の展開

(1) 生徒指導委員会（いじめ対策組織）の役割の確認

(2) いじめ情報（気になる情報）のキャッチ



(3) 対応方針の決定・役割分担

#### ①情報の整理

○いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴

#### ②対応方針

○緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認

○事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

#### ③役割分担

○被害者からの事情聴取と支援担当

○加害者からの事情聴取と指導担当

○周囲の児童と全体への指導担当

○保護者への対応担当

○関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

#### ①事実の究明

○いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

○聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

#### ②事情聴取の際の留意事項

○いじめられている児童や、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

#### ③事情聴取の段階ではないこと

▲いじめられている児童といじめている児童を同じ場所で事情を聴くこと。

▲注意、叱責、説教だけで終わること。

▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

①被害者（いじめられている児童）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。
- 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

②加害者（いじめている児童）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

### ③観衆、傍観者への対応

#### 【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

#### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

#### 【指導】

- 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話を深める。

#### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## 2 保護者との連携

### (1) いじめられている児童の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- \*保護者が不信をもつ対応
  - ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。  
→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
  - ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
  - ▲電話で簡単に対応する。

### (2) いじめている児童の保護者との連携

- 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

\*保護者が不信をもつ対応

▲これまでの子育てについて批判する。

### (3) 保護者との日常的な連携

○年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

○いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

## 3 関係機関との連携

○深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

○日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
・指導方針や解決方法について相談したい。 ・対応方法を相談したい。	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している。	児童相談所 警察、少年育成センター
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関 こころの健康センター
・いじめられた児童、いじめた児童への福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。	児童相談所 市町村の福祉課等

## Ⅶ ネット上のいじめの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

### 1 ケータイ・スマホ等が関係しいじめの事例

○インターネットにつながるゲーム機等から、悪口を投稿される。

○嫌なことをさせられている動画を撮られ、ネット上に投稿される。

○アプリケーションソフトを使って、グループでやりとりをしていたが、突然仲間はずれにされる。

○加害者児童からの悪口のメールをきっかけに、当該児童が不登校状態になる。

## 2 未然防止の取組

### (1) 情報モラル教育の推進

- 「情報モラル」とは、「情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度」のことです。
- 情報モラル教育の実践に当たっては、授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を展開する。
- インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。
  - ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
  - ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
  - ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
  - ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

### (2) 講習会等の活用

- 教職員対象、児童対象、保護者対象の講習会を開催する。

## 3 早期発見・早期解消の取組

- 保護者や児童からネット上にいじめにつながるよう書き込みがある場合は、すぐに連絡するようお願いします。
- ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても保護者や児童に周知する。

## 4 削除依頼

- ネット上の書き込みが削除する必要がある場合には、町教育委員会などの関係機関と連絡をとり、早急に該当機関等に削除依頼を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

- いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
- その他のいじめ事案
  - ・いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案

### 2 いじめ防止対策推進法に基づく対応

- 法第28条に基づく調査
- 法第30条に基づく再調査

### 3 被害児童の保護

#### (1) 複数の教職員による保護

被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築する。被害児童の情報共有を一日複数回実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努める。

#### (2) スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教職員との情報共有の徹底を図るとともに、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害児童の保護者についても、大きなストレスを感じていることが想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

#### (3) 町福祉担当の活用及び家庭状況の把握

町福祉担当職員と連携し、福祉的な視点から被害児童の家庭状況等を把握する。また、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。

#### (4) 適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害児童の適応指導教室への通級や、被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施する。

### 4 加害児童への対応

#### (1) 別室指導の検討

被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童の別室指導を検討する。なお、別室指導の実施にあたっては、事前に町教育委員会と十分に協議する。

#### (2) 警察への相談・通報

児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、速やかに警察に相談・通報する。また、警察への通報等の学校の考え方について、年度当初の保護者会等で十分に説明し、共通理解を図っておく。

#### (3) 懲戒や出席停止

児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、町教育委員会との連携の下、校長による訓告（校長による厳重注意等）を検討する。また、町教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止について検討する。

#### (4) 加害児童とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば、当該児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷などが原因となっている場合もあるので、必要に応じて、加害児童のケアにも努める。また、重大事態に至るケースにおいては、加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあるので、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努める。

## 5 教育委員会・関係機関との連携

### (1) 町教育委員会への報告と連携

重大事態の発生を町教育委員会に速やかに報告し、町教育委員会と一体となって対応する。

### (2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合がある。その場合、学校は児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

### (3) 群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の活用

自殺事案が発生した場合の支援のため、群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図ることも考える。

※群馬県こころの健康センター 住所前橋市野中町368

電話（027）263-1166 FAX（027）261-9912

## 6 保護者・地域との連携

### (1) いじめ対策緊急保護者会の開催

憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、町教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

### (2) PTAとの連携

PTA役員等が被害及び加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるので、PTA役員等に情報提供するなど、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

### (3) 民生児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童を見守る必要があります。学校は、民生児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。

Ⅸ いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容
4月	○いじめ防止等のための組織の設置 ○いじめ防止年間計画の確認 ○保護者への説明（学級懇談会） ◎1年生を迎える会 ◎誕生日集会（通年） ○友だちアンケート調査
5月	○春の「いじめ防止強化月間」 ○家庭訪問による情報交換 ○吾妻郡いじめ防止フォーラムの調査 ○ハイパーQ-U調査 ○友だちアンケート調査 ◎農園活動開始（通年）
6月	○学級懇談会 ○学校評議員会議① ◎いじめ防止フォーラム参加 ◎各委員会による集会 ○友だちアンケート調査
7月	○家庭教育学級 ○応桑・北軽井沢地区青少年健全育成推進連絡会議① ○学校評価の実施① ○友だちアンケート調査
8月	○友だちアンケート調査
9月	○友だちアンケート調査 ◎運動会
10月	○友だちアンケート調査
11月	○教育相談 ◎学習発表会 ○友だちアンケート調査
12月	○冬の「いじめ防止強化月間」 ○人権週間 ○児童会いじめ防止活動発表 ○応桑・北軽井沢地区青少年健全育成推進連絡会議② ○いじめ防止子ども会議 ○ハイパーQ-U調査 ○学校評価の実施② ○人権集中学習 ○友だちアンケート調査
1月	○友だちアンケート調査
2月	○学校評議員会議② ○学校公開 ○友だちアンケート調査
3月	○1年間の振り返り ○友だちアンケート調査 ◎6年生を送る会

○学校の計画 ◎児童会の計画